

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和元年度 東秩父村)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	80	キシレン	1	1	1,800	1	0	0	1,800
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1	1	1,600	3	0	0	1,600
1	300	トルエン	1	1	1,800	1	0	0	1,800
1	392	ノルマル-ヘキサン	1	1	820	4	0	0	820
合計			—	—	6,020	—	0	0	6,020

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。